

岡山県津山体育館利用料金表

令和2年4月1日改定

1 体育館（税込み）

区分			午前		午後		夜間		終日	時間外	
			8時～12時		12時～17時		17時～22時		8時～22時	～8時 22時～	
			1時間 につき	午前	1時間 につき	午後	1時間 につき	夜間	終日	1時間 につき	
平日	A 入場料を徴収しない場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	1/3面	390円	1,560円	410円	2,010円	670円	3,350円	5,340円	1,140円
			半面	590円	2,340円	610円	3,020円	1,010円	5,030円	8,010円	1,710円
			全面	1,170円	4,670円	1,210円	6,030円	2,010円	10,050円	16,020円	3,420円
		② 営利又は宣伝を目的としない催物	1/3面	1,950円	7,790円	2,330円	11,630円	3,080円	15,400円	28,770円	3,980円
			半面	2,920円	11,680円	3,490円	17,440円	4,620円	23,100円	43,160円	5,970円
			全面	5,840円	23,350円	6,980円	34,880円	9,240円	46,200円	86,310円	11,930円
	③ その他の催物	1/3面	5,360円	21,440円	5,650円	28,210円	8,500円	42,500円	70,750円	10,930円	
		半面	8,040円	32,160円	8,470円	42,320円	12,750円	63,740円	106,120円	16,390円	
		全面	16,080円	64,310円	16,930円	84,630円	25,500円	127,480円	212,230円	32,780円	
	B 入場料を徴収する場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	1/3面	610円	2,440円	800円	3,980円	1,300円	6,460円	10,480円	2,010円
			半面	920円	3,650円	1,200円	5,970円	1,940円	9,690円	15,710円	3,020円
			全面	1,830円	7,300円	2,390円	11,930円	3,880円	19,370円	31,420円	6,030円
② その他の催物		1/3面	5,680円	22,700円	6,820円	34,080円	9,010円	45,050円	84,190円	10,930円	
		半面	8,510円	34,040円	10,230円	51,120円	13,520円	67,570円	126,290円	16,390円	
		全面	17,020円	68,080円	20,450円	102,230円	27,030円	135,130円	252,570円	32,780円	
休日	A 入場料を徴収しない場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	1/3面	470円	1,870円	490円	2,420円	810円	4,020円	6,410円	1,370円
			半面	710円	2,810円	730円	3,620円	1,210円	6,030円	9,620円	2,060円
			全面	1,410円	5,610円	1,450円	7,240円	2,420円	12,060円	19,230円	4,110円
		② 営利又は宣伝を目的としない催物	1/3面	2,340円	9,340円	2,800円	13,960円	3,700円	18,480円	34,530円	4,780円
			半面	3,510円	14,010円	4,190円	20,930円	5,550円	27,720円	51,790円	7,160円
			全面	7,010円	28,020円	8,380円	41,860円	11,090円	55,440円	103,580円	14,320円
	③ その他の催物	1/3面	6,440円	25,730円	6,780円	33,860円	10,200円	51,000円	84,900円	13,120円	
		半面	9,650円	38,590円	10,160円	50,780円	15,300円	76,490円	127,340円	19,670円	
		全面	19,300円	77,180円	20,320円	101,560円	30,600円	152,980円	254,680円	39,340円	
	B 入場料を徴収する場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	1/3面	730円	2,920円	960円	4,780円	1,550円	7,750円	12,570円	2,420円
			半面	1,100円	4,380円	1,440円	7,160円	2,330円	11,630円	18,860円	3,620円
			全面	2,190円	8,760円	2,870円	14,320円	4,650円	23,250円	37,710円	7,240円
② その他の催物		1/3面	6,810円	27,240円	8,180円	40,900円	10,820円	54,060円	101,030円	13,120円	
		半面	10,220円	40,850円	12,270円	61,340円	16,220円	81,080円	151,550円	19,670円	
		全面	20,430円	81,700円	24,540円	122,680円	32,440円	162,160円	303,090円	39,340円	

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合は、2割増しとする。(アリーナ使用料のみ、休日欄を参照)
  - 2 午後10時以後の延長時間が1時間未満であるとき、又は延長時間に1時間未満の端数があるときは、その延長時間又はその端数時間を1時間として計算する。
  - 3 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
  - 4 会場の準備及び取り片づけのための利用に係る料金の基準額は、A①に掲げる額とする。
  - 5 入場料を徴収する場合は、最高入場料に百を乗じて得た額を加算する。
- ※ 1/3面は津山東体育館の最小単位、半面は津山総合体育館の最小単位。

## 2 柔道場、剣道場使用料（税込み）

区分		1時間につき	午前 8時～12時	午後 12時～17時	全日 8時～17時	終日 8時～21時
団体使用料	柔道場	500円	1,990円	2,500円	4,490円	6,490円
	剣道場	500円	1,990円	2,500円	4,490円	6,490円

## 3 器具及び設備使用料（税込み）

区分	単位	金額	区分	単位	金額	
バレーボール	1式1時間につき	240円	テープレコーダー	1台1日につき	800円	
バスケットゴール (移動式・総合体育館)	〃	490円	扇風機	〃	60円	
バスケットゴール (壁面式・津山東体育館)	〃	240円	ストーブ	1台1時間につき	110円	
バドミントン	〃	70円	長机	1脚1日につき	70円	
ハンドボール	〃	240円	いす	〃	30円	
テニス	〃	240円	照明用ボタン	1日につき	2,630円	
卓球	1組1時間につき	60円	どん帳	〃	2,630円	
体操器具	1種目1時間につき	70円	暗幕	〃	2,630円	
レスリングマット	1面1時間につき	70円	バックスクリーン等幕類	1種類1時間につき	1,360円	
トランポリン	1台1時間につき	70円	更衣室	1日につき	240円	
卓球スクリーン	1個1日につき	30円	湯沸し室	〃	240円	
得点板	〃	30円	放送室	〃	240円	
電光得点表示装置	1式1日につき	190円	会議室	1時間につき	240円	
30秒タイマー	1個1日につき	30円	コミュニティ室	〃	240円	
ファール回数表示器	〃	30円	研修室	〃	120円	
タイムアウト要求器	〃	30円	トレーニング室	〃	180円	
審判台	1台1日につき	30円	ステージ	1日につき	2,680円	
演台	1式1日につき	650円	照明器具	アマチュア	1kw時につき	50円
放送器具	1式1日につき	1,360円		その他	1kw時につき	80円
マイクロホン	2本目から1本	240円				

備考 利用時間若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間又は期間を一単位として計算する。

## 4 冷暖房料（1時間につき）（税込み）

区分\室名	アリーナ	柔道場	剣道場	会議室	研修室	トレーニング室
冷房設備	17,030円	3,830円	3,830円	420円	200円	2,730円
暖房設備	13,730円	2,730円	2,730円	300円	150円	1,630円

備考 利用時間が単位未満であるとき、又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を一単位として計算する。

### ○ 利用料金の減免について

- 津山東高校がその管理の下に行う教育活動のために津山東体育館を利用する場合は利用料の全額を免除。
- 国民体育大会（予選会等を含む）又は全国障害者スポーツ大会（予選会等を含む）のために利用する場合で、特に必要と認めるときは、利用料金の全額をすることができる。
- 次のいずれかに該当する利用で、特に必要と認めるものについては、表の1、2及び3（会議室、コミュニティ室、研修室及びステージ）の利用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。
  - 身体障害者（身体障害者手帳を有するもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
  - 知的障害者（療育手帳を交付されているもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
  - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を有するもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
  - 65歳以上の者が加入資格を有する団体が主催する催物のために利用するとき。
  - 高等学校以下の学校（高専を除く）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。

※ 利用料金の減免申請は、明確にしてもらう。（事前提出が原則である）